

随意契約理由書

件名	西神戸地区（遠矢浜）防潮施設補強工事
契約の相手方	株式会社メイテク
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項8号
<p>随意契約の理由</p> <p>本工事は、南海トラフ巨大地震に伴う津波対策として、遠矢浜町の既設防潮施設の補強及び改良を行うものである。港湾局では、既成市街地の人家部及び都心部を対象とした津波対策事業を行ってきており、令和元年度中の対策完了を目指して工事を進めている。当該路線の防潮施設は津波に対する必要天端高に不足していることに加え、施設本体の老朽化も進んでいることから、早急に対策工事を実施する必要がある。また、浸水想定エリア内に位置する近隣の民間企業等からも、可能な限り早期に対策を完了させるように強い要望を受けているところである。</p> <p>このため、平成30年度に本路線を含む工事を制限付一般競争入札に付したが、全者辞退による入札不調となり、2月1日に入札中止となった。その後、施工内容や対策優先順位を再検討し、本路線のみ令和元年10月に制限付一般競争入札に付したが、再度全者辞退による入札不調となり、10月9日に入札中止となっている。</p> <p>その後、本工事は契約に向け、入札参加申込企業だけでなく、これまで津波対策工事の受注実績のある複数企業とも随意契約について協議を行った。しかし、本工事路線には隣接する民間企業の唯一の出入口があることから、本工事の施工にあたっては綿密な工程調整が必要であることなど、実施にあたっては難航することが想定されるとの理由で協議した全ての施工業者との合意には至らなかった。このたび、下請け実績のある業者まで協議先を拡げたところ、同路線での陸開更新工事の下請け工事を施工し、現場条件等を熟知している㈹メイテクと随意契約について合意に至ることとなった。</p> <p>以上の理由から、本件は「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当し、かつ可能な限り速やかに工事着手する必要があることから、上記請負人と随意契約を行うこととしたい。</p>	
担当部署 (問合せ先)	神戸市港湾局工務・防災部海岸防災課 (電話番号 078-595-6329)